

分類 記号	A 3 - 1 - 2 - 6	
保存 期間	常(0)年	年 月 日まで

会発第739号
平成11年12月 1 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察建設工事入札参加者選定部会運営要綱の制定について
(例規通達)

岐阜県警察建設工事請負業者（以下「請負業者」という。）及び建設工事にかかる設計業者（以下「設計業者」という。）の選定において、請負業者の選定にあたっては、「岐阜県警察施設建設工事指名競争入札選定部会運営要綱の制定について」（平成7年6月30日付け会発第335号。以下「旧要綱」という。）及び「岐阜県警察施設建設工事指名競争入札選定部会運用方針の制定について」（平成7年6月30日付け会発第336号。以下「旧方針」という。）により、設計業者の選定にあたっては、「岐阜県警察本部建築設計委託要領」（昭和54年4月1日施行。以下「旧要領」という。）により実施してきたところであるが、このたび、旧要綱及び旧要領の選定機関の集約化、設計業者の選定方法を改善したことに伴い、別添のとおり「岐阜県警察建設工事入札参加者選定部会運営要綱」を制定し、平成11年12月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧要綱、旧方針及び旧要領は廃止する。

別添

岐阜県警察建設工事入札参加者選定部会運営要綱

第1 設置

岐阜県警察本部（以下「警察本部」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量、土木建築設計その他の建設関連業務をいう。以下同じ。）に係る請負契約又は委託契約において、一般競争入札及び指名競争入札に参加し、又は随意契約を締結することができる事業者（以下「入札参加業者」という。）の選定等の審議を行うため、警察本部に岐阜県警察建設工事入札参加者選定部会（以下「警察部会」という。）を置く。

第2 審議事項

警察部会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 岐阜県建設工事入札参加資格委員会の審議に付する事項の予備審査に関する事項
- (2) 設計工事費5億円未満の建設工事の入札参加業者の選定に関する事項
- (3) 設計工事費5億円未満の建設工事の一般競争入札の入札参加資格に関する事項
- (4) その他入札参加業者の選定等に関して必要と認められる事項

第3 組織

- 1 警察部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 2 部会長には、警察本部長を、副部会長には、総務室長をもって充てる。
- 3 部会員には、別表1に掲げる職にある者をもって充てるほか、必要により部会長が関係所属の担当者を指定することができる。

第4 部会長

- 1 部会長は、警察部会を統括する。
- 2 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

第5 警察部会の主宰

- 1 警察部会は、部会長が招集し、議事を主宰する。
- 2 警察部会は、部会員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 警察部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 緊急その他やむを得ない理由により警察部会を開くことができない場合において、部会長が認めるときは、書類の合議をもって警察部会の審議に代えることができる。

第6 意見の聴取

警察部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は部会員以外の者から資料を求めることができる。

第7 分科会

- 1 警察部会に、総務室会計課（以下「会計課」という。）又は警察署が所管する建設工事に係る入札参加業者の選定等の審議を行うため、次の分科会を置く。
 - (1) 総務室分科会
 - (2) 会計課分科会
 - (3) 警察署分科会
- 2 総務室分科会は、次の事項を審議するものとする。
 - (1) 設計工事費3億円未満の建設工事に係る一般競争入札の入札参加資格に関する事項
 - (2) 設計工事費3億円未満の建設工事に係る入札参加業者の選定等に関する事項
 - (3) 警察部会の審議に付する事項の予備審査に関する事項

3 会計課分科会は、設計工事費1千万円未満の建設業法第2条第1項に規定する建設工事及び委託費1千万円未満の測量、土木建築設計等の業務委託に係る入札参加業者の選定等に関する事項を審議するものとする。

4 警察署分科会は、警察署長の権限に属する建設工事の入札参加業者の選定等に関する事項を審議するものとする。

第8 分科会の組織

1 各分科会は、分科会長、副分科会長及び分科会員をもって組織する。

2 分科会長、副分科会長及び分科会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

第9 準用規定

第4から第6までの規定は、分科会について準用する。この場合において、警察部会は分科会と、部会長は分科会長と、副部会長は副分科会長と、部会員は分科会員と読み替えるものとする。

第10 警察部会の庶務

警察部会の庶務は、会計課において行う。

第11 分科会の庶務

分科会の庶務は、総務室分科会及び会計課分科会にあつては会計課、警察署分科会にあつては当該警察署会計課において行う。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、警察部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則（平成11年12月1日付け会発第739号）

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日付け会第316号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月27日付け務第1578号）

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年4月25日付け会第353号）

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成24年6月15日付け会第550号）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日付け務第268号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月8日付け会第593号）

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

附 則（令和元年7月4日付け会第377号）

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

附 則（令和3年11月25日付け会第1049号）

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日付け会第691号）

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則（令和5年3月8日付け会第130号）

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和7年6月5日付け会第282号）

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。

別表 1 （第 3 関係）

部	会	員
警 務 部	長	
生 活 安 全 部	長	
地 域 部	長	
刑 事 部	長	
交 通 部	長	
警 備 部	長	
警 察 学 校	長	

別表 2 （第 8 関係）

分科会名	分科会長	副分科会長	分科会員
総務室分科会	総務室長	総務室参事官	総務室会計課長、監査室長、 総務室管理監、総務室会計 課調査官（予算）、総務室 会計課次席及び分科会長が 指定する者
会計課分科会	総務室 会計課長	総務室 会計課次席	監査室長、総務室管理監、 総務室会計課調査官（予算） 及び分科会長が指定する者
警察署分科会	警察署長	副署（次）長	会計課長及び分科会長が指 定する者